

令和2年12月第10回互理町議会定例会会議録（第3号）

○ 令和2年12月10日第10回互理町議会定例会は、互理町役場議事堂に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	小野 一雄	2 番	鈴木 邦彦
3 番	高野 進	4 番	結城 喜和
5 番	安藤 美重子	6 番	大槻 和弘
7 番	鈴木 秀一	8 番	小野 明子
9 番	佐藤 邦彦	10 番	木村 満
11 番	森 義洋	12 番	渡邊 健一
13 番	澤井 俊一	14 番	佐藤 正司
15 番	鈴木 高行	16 番	熊田 芳子
17 番	鈴木 邦昭	18 番	佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	牛 坂 昌 浩	企 画 課 長	齋 義 弘
財 政 課 長	大 堀 俊 之	税 務 課 長	佐々木 厚
町 民 生 活 課 長	岡 崎 祥 子	福 祉 課 長	佐 藤 育 弘
長 寿 介 護 課 長	橋 元 栄 樹	子 ども 未 来 課 長	岩 泉 文 彦
健 康 推 進 課 長	齋 藤 彰	農 林 水 産 課 長	菊 池 広 幸
商 工 観 光 課 長	関 本 博 之	都 市 建 設 課 長	袴 田 英 美
施 設 管 理 課 長	齋 藤 輝 彦	上 下 水 道 課 長	齋 藤 秀 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 邦 博	教 育 課 長	奥 野 光 正
教 育 次 長	南 條 守 一	教 育 総 務 課 長	太 田 貴 史
生 涯 学 習 課 長	片 岡 正 春	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 勝 徳
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	牛 坂 昌 浩	代 表 監 査 委 員	澁 谷 憲 之

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	西 山 茂 男	庶 務 班 長	佐 藤 貴
主 事	片 岡 工		

議事日程第3号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前 10時00分 開議

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、2番 鈴木邦彦議員、3番 高野 進議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（佐藤 實君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、質問を継続いたします。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許します。

8番。小野明子議員、登壇。

〔8番 小野明子君 登壇〕

8番（小野明子君） 8番、小野明子でございます。よろしく願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策にご尽力いただいている町内全ての皆様に敬意を表しつつ、質問をさせていただきます。

通告書に従い2項目質問をさせていただきます。

まず、1項目めです。町営住宅の入居方法についてご質問させていただきます。

第5次亙理町総合発展計画の基本理念である「また来たくなるまち・ずっと住みたくなるまちわたり」を目指すために、町民の方並びに今後亙理町への移住を考える方を対象にした住居確保支援が、さらに重要になってくると考えられます。

本町では、現在3か所の集合住宅、4か所の災害公営住宅のほか、戸建ての災害公営住宅も含め680戸があり、現在の入居率は89.4%と伺いました。

現在、平成9年に施行された亙理町町営住宅条例では、入居の際に連帯保証人が2名必要です。しかし、近年の単身世帯並びにお住まいの方の高齢化、単身親世帯の増加に伴い、県営住宅では保証人が1人、仙台市営住宅では、家賃滞納からの徴収を弁護士法人に委託した上で、保証人がいなくても入居可能となっております。本町においても、入居条件の緩和措置を含めた制度の見直しが必要かと思いますが、そのご予定があるかお伺いたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ただいま小野議員からご質問がありました入居条件の緩和ということでございますが、それに対してお答えをさせていただきます。

町営住宅の入居時におけます連帯保証人は、入居者の債務不履行の保証という重要な役割を担っていただいておりますので、家賃等の滞納抑制の効果が期待できますほか、家賃滞納のリスク軽減により住宅の明渡しを避けることができますので、結果的には入居者の居住の安定につながるものと考えております。

また、町営住宅の家賃の滞納整理につきましては、鋭意努力しているところでございますが、新たな滞納者が出てしまうなど大変苦慮しているところも現実でございます。そのため、適正な滞納整理を遂行するためにも2名の連帯保証人は必要であると考えております。

しかし、一方で、町営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、生活の安定と社会福祉の増進を図ることを目的としておりますので、60歳以上の世帯、生活保護受給者、そして、障害を持っている方やDVの被害を受けている方など社会的弱者の方々を救済するため、入居後も引き続き連帯保証人を探し続けることと家賃の滞納が3か月以上になった場合には自主的に住宅を明け渡すことを誓約いただくことで、連帯保証人の猶予ができるように配慮をしているところでございます。

連帯保証人の見直しについてでございますが、今すぐには見直しは考えておりません。それというのでも大きな理由といたしますのは、やはり連帯保証人をつけていただくことによりまして、入居の方、入居される方の保証人に迷惑をかけてはならないという入居者の自覚といたしますか、それが大きいと思っております。今後の社会情勢の変化、議員言われたように社会情勢の変化や近隣市町の動向を注視しながら検討をなお、今後どうすればいいかというのは、早急には今変える予定はございませんが、今後のことは情勢を鑑みながら考えてまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 小野明子議員。

8 番（小野明子君） ただいまのご回答を受けて、さらにお伺いいたします。

町では連帯保証人が必要であると考えておられますが、保証人を求める場合には、本年4月1日施行の民法改正により極度額の設定が義務化されました。町では、この極度額の設定はどのようになっているのか、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） この件に関しましては、議員がおっしゃられるように民法が改正されたということもございますが、詳細につきましては、施設管理課長から答弁をさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） 連帯保証人の極度額についてでございますが、これまでは上限額が設定されておりませんでしたので、将来における債務額が保証人には分からないというご不便がありました。そのため、今年4月1日の民法改正に伴いまして、極度額の設定を1人20万円と設定をさせていただいております。そのことによりまして、連帯保証人に相談しやすくなっておりますし、負担が減っているものと考えております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 小野明子議員。

8 番（小野明子君） 連帯保証人の見直しについては、今後の社会情勢や近隣市町の動向を注視して考えておられるということですので、ぜひ、適切な時期に適正な判断をお願いしたいと思います。このコロナ禍の中、また入居を希望される方も増えてくることも予想されます。どうか入居される方のため、また、今後入居を検討される方のために、様々可能な限りの見直しをお願いいたします。

それでは、2項目の子育て支援についてお伺いいたします。

まず1点目です。本町では、里帰り出産の助成や、主に生後2か月から小学6年生までを対象に子育てを地域で相互援助する組織であるファミリー・サポート・センターの設置、子育て世代包括支援センターの設置により、妊娠、出産、そして育児を支援する切れ目ない支援体制が整えられてまいりました。現在、生後1か月に当たる新生児の母親の支援体制は、電話・面接・訪問指導を実施しておりますが、この新型コロナウイルス感染症の流行もあり、より一層の支援が必要であると考えます。今後、包括支援センターの体制強化を図る計画があるのか、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 令和2年、今年の4月1日より、子育て世代包括支援センターを互理町保健福祉センター内に開設をさせていただきました。専門職として、保健師、助産師、保育士を配置しまして、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を目指しまして、体制強化を図っているところでございます。スタート時点におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の懸念から、妊産婦の方や乳幼児を抱える保護者の皆様の不安への対応が多く、緊急事態宣言による自粛期間中におきましても、感染リスクを避けながらの訪問や面接、電話対応を行ってまいりました。

生後1か月に当たります新生児期の母親の支援体制についてでございますが、母子健康手帳の発行時から出産までの間に、全ての妊婦の方に出産後の家族等の支援の状況を確認させていただいておりますので、実家や身内の支援が少ない方や不安の強い方につきましては、退院後早期に訪問するなど、一人一人の状況に合わせた支援プランを出産前から作成して対応を行っております。

生後1か月までの期間は母子への支援がとても重要であると認識しておりますので、妊娠期からの不安をしっかり受け止めまして、引き続き安心して出産され子育てができるような支援に努めてまいりたいと思います。

議長（佐藤 實君） 小野明子議員。

8番（小野明子君） 丁寧な支援に当たっていただいている職員の皆様には敬意を表したいと思います。

その上で、新型コロナウイルス感染症の流行の状況によって、当初の想定とは差異もあるかと思いますが、現在の子育て世代包括支援センターのサービスの利用状況について、どのようになっているのか、お伺いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） こちら数値になりますので、大変申し訳ないのですが、こちらのほうは子ども未来課長から答弁をさせていただきます。

議 長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（岩泉文彦君） それでは、子育て世代包括支援センターの内容についてご説明いたします。

9月までの状況で申しますと、相談や問合せの件数は477件ございます。相談の内容といたしましては、予防接種に関する事、母子健康手帳の発行に関する事、そして、子供の発達に関する事が多い状況となっております。

議 長（佐藤 實君） 小野明子議員。

8 番（小野明子君） 子供の相談が本当に多いところは、皆様も周知のことかと思います。子供の相談はできても、自身の相談まで頭が回らないというのが、産後の女性の実情かと思います。

続きまして、それに伴い2点目に進ませていただきます。

産後鬱という言葉も周知をされ、それが一因であると見られる児童虐待や自殺といった痛ましい報道がされる中、産後ケアの重要性が様々なところで訴えられております。近年、産後ケアサポートの一環として産後ドゥーラというこちらのサポートを利用している自治体があります。

まず、産後ドゥーラとは、産前産後の母親並びに新生児の支援に必要な知識や技術を70時間以上の研修を学んで習得する認定の資格です。ちなみにドゥーラとは、ギリシャ語で、ほかの女性を支援する経験豊富な女性という意味があるそうです。本来であれば、家族が支援をするべきですが、先ほど町長の答弁にもいただきましたように、その家族の状況を確認していただいているということではあるのですが、先日、報道にもありましたように、生後15日の赤ちゃんをお母さんが自らの手で殺してしまったというそういった痛ましい事件もございました。核家族化、家族の多様化、さらには、このコロナウイルス感染症という誰もが経験をしたことのない中で、初めてのお産、または、その後、子供を抱えてのお産、いろいろな状況が急激に変化をしているその中で、やはりこの産後ドゥーラというそういった仕組みは、非常に有効性があるかと思われま。

本町において、産後ドゥーラを導入するお考えがあるかどうかお伺いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） ただいま産後ドゥーラの導入の考えということでございますが、産後ドゥーラとは、先ほどの小野議員のお話の中にもありましたが、専門の資格を持った者が各家庭を訪問しまして、妊娠中や産後に家事や育児をサポートしてくれる支援サービスのことを指しておりますが、本町では、現在のところ、この産後ドゥーラについての導入は考えてはございませんが、今年度より産後ケア事業として、母親の身体の回復と心理的な安定を促し、健やかな育児ができるよう産科の医療機関において保健指導や育児指導サービスを受けることができ、また、訪問による保健指導や育児指導についても、子育て世代包括支援センターには専門職を配置しておりますので、必要とされる方にはすぐに対応できる体制となっていると認識をしております。

また、家事や育児のサポートについては、ファミリー・サポート・センターや民間のサービスを紹介しておりますので、核家族が増え、サポートを受けられない家族が増えておりますので、こちらも子育てや家族のニーズを把握しながら、安心して出産、そして育児を行うことができるようしっかりとサポート体制を実施してまいりたいと思っております。

議 長（佐藤 實君） 小野明子議員。

8 番（小野明子君） 産科のない本町にとって、子育て支援は本当に必要な、丁寧にサポートをしていただくことが必要必須でございます。町長の言葉を伺って一安心をいたしました。

イベントの交流人口の増も必要でございますが、住みよさ重視の人口増というのも非常に大切な時期と思われまます。手厚いサポートがあればこそ、その町に住み続けたいと思う方も増えていくことと思います。昨日の同僚議員の答弁に、地域おこし協力隊の検討もされていると伺いました。民間の相互協力こそが、今どの分野にも必要と思われまます。元気な子供、元気なお母さん、元気な両親、元気な家族がいてこそ、町がつくられていくと思います。私自身もしっかり働いてまいります。どうか必要な施策をスピード感を持って、またお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

議 長（佐藤 實君） これをもって小野明子議員の質問を終結いたします。

次に、11番。森 義洋議員、登壇。

〔11番 森 義洋 君 登壇〕

11番（森 義洋君） 11番、森 義洋でございます。私からは、大まかにデジタル関連の質問をさせていただきます。通告に従い、早速質問に入りたいと思います。

大綱1、新たな情報技術を生かした行政情報の発信やデータの活用について。

新型コロナウイルス感染症対策を受け、行政の業務のスマート化を進めるべきという考えが増えてきています。報道等でもご承知のとおり、特定給付金をめぐるオンラインの手続の混乱は記憶に新しく、また、行政の手続は、印鑑や手書きが前提で、複雑で分かりにくい状況となっております。特に本町では、行政サービスの情報をホームページで得ようとしても、常日頃から亙理町のホームページを見ているものでなければ、必要な情報までたどり着けないのではないかとも思われる状況と思います。町民は、できるだけ簡単に行政サービスを受けることを望んでいると私は考えます。

そこで（1）今後、行政手続のデジタル化、オンライン化を進める必要があると考えるが、現在どのような検討が行われているのでしょうか。ご答弁をお願いします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 新型コロナウイルス感染症の拡大から行政手続のデジタル化、そしてオンライン化の重要性が浮き彫りとなり、国としても、今後、デジタル庁を新設しまして、行政手続のオンライン化や自治体の情報システムの標準化といった課題に迅速に取り組む姿勢を示されております。

これまでの本町の取組としましては、住民基本台帳システムをクラウド化することによる強固なセキュリティーの確保や各種証明書のコンビニ交付、みやぎ電子申請サービスとの連携によります住民サービスの向上を図ってまいりました。

今後の取組としましては、亙理町行政情報化計画を官民データ活用基本法に規定する市町村官民データ活用推進計画として位置づけできる内容に改定をしまして、行政手続のオンライン化やオープンデータの推進、マイナンバーカードの普及・活用等を推進してまいりたいと考えております。

議 長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 様々なデジタル化、オンライン化を進めていくことによって、今後、条例の改正ということも検討していかなければならないというふうに考えますが、

その点の準備等は進められているのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） そちらに関しましては、企画課長から答弁させていただきます。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） この行政手続等のデジタル化につきましては、様々な分野に関わりますので、もちろん条例のほうの改正というのも必要になってくるかと思えます。これにつきましては、国のほうの基準とかその改正内容に沿って、全国同じように改正するような中身になるかと思えますので、そちらのほうはそういった内容を踏まえて、今後改正していきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） それと、冒頭でお話しさせていただきましたホームページの現在の内容なんですけれども、今後そのホームページの編成、今のままですと、議会等で進められた、決められた施策が、その情報を得ようとしても、ただホームページを開いただけではなかなかそこにたどり着けないというふうに思います。町民の皆様からも結構多く私はお話を聞いているんですけれども、この状況について、今後どのように進めていけるか等検討されているのであれば、お答えいただきたいと思えます。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ホームページの改修といいますか、新しくするためのこと。庁舎内では既に検討は始まっているところでございますが、詳細につきましては、企画課長より答弁させていただきます。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） 本町のホームページでございますけれども、閲覧数を調べてみましたら、毎月大体30万件ほどのアクセスがあるということではございますが、確かに森議員おっしゃるとおり、なかなかデザイン的なもの、また、その情報にたどり着くまでの不便さというものがあるというふうに、それはちょっと耳に入っております。

来年度でございますが、このホームページそのもののシステム、それが相当もう古いまま更新して使っておりますので、新しいものに来年度変更したいということで、今、課内のほうでも検討し、来年度の予算に反映させたいと考えておりますの

で、システムの改修については来年度に行っていきたいと考えております。以上で
ございます。

議 長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

1 1 番（森 義洋君） 様々な施策が行われていますので、特にコロナ禍になりまして、臨時議会等で様々な補正予算を組まれております。効果を最大に拡大していくためには、やはり情報といったものをどう扱っていくか、情報をどう町民の皆様を示していくか、そういったものが重要となってくると思いますので、SNS、広報、もちろんそうではございますけれども、すぐそのページに飛べるような仕組みを、また今後検討していただければと思います。

次に参ります。（2）でございます。事務の効率化を進めるに当たり、業務の自動化（システム化）やチャットボットなどを活用されていくのか、お答えください。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） チャットボットなどの活用はされていくのかというご質問でございますが、まず、チャットボットのほうから簡単に説明をさせていただきますと、チャットボットは、24時間365日、AIが自動的に行政サービスとして手続や制度に関する問合せに対応するものでありまして、住民サービスの向上や業務効率化につながることを目的に導入をし始めている自治体が全国的に少しずつ増えている状況でございます。

インターネットが浸透しまして、近年ではスマートフォンでありとあらゆる情報が調べられるようになり、利便性は格段に向上しております。チャットボットも住民のさらなる情報の取得手段としまして、簡単でスピーディーに情報を得ることができるとともに、職員の電話による問合せ業務をチャットボットが代行することによりまして業務の効率化が図れることが大きなメリットとして期待できるシステムとなっております。

現在、様々なテクノロジーが急速に発達しまして、各種業務を自動化できるようになり、チャットボットもその一つのツールではありますが、そのほかのAIやRPAを含め、このRPAというのはロボティクス・プロセス・オートメーション、人間がコンピューターを操作して行う作業をソフトウェアによる自動的な操作によって代替えることにより、主に企業などのデスクワークにおけるパソコンを使った業務の自動化・省力化を行うシステムでございますが、このAIやRPAを含め

国や県の動向と現状、将来の方向性を見据えるとともに、システムを導入することによる費用対効果を考慮しながら、ICTに関する施策を推進していきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 国のほうでも様々なこのデジタル行政改革に当たりまして、デジタル庁を新設されたりスマート化というのが進んでおります。現在、国のほうでも自治体の業務のシステムの標準化に向けて、政府が検討をしている新法案の概要が10月に判明しております。内容としましては、新システムへの移行は、標準仕様を策定済みの住民基本台帳から2022年度に開始し、作業量が多い大規模自治体などの特例を除き、17業務について原則として25年度末までに終えるとしてあります。自治体には標準システムの導入を義務づけ、国は関連経費を支援するように考えているようでございますが、こういった標準化のシステムを導入することによって、全国どこでも同じような自治体でシステムをやりますので、データの集約だったりそういったものは活用していけるようになっていくのかなとは思いますが、現在、本町においても、こちらのシステムだったりというのは、ある程度カスタマイズされて活用されているはずだと思います。ただ、標準なものが国からぽっぽっとおりてきたからといって、スムーズにそれに移行できるというふうに私は考えにくいんですが、この件に関して、町長はどのようにお考えになられているのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） そちらのシステムの内容的なことになりますので、担当しております企画課長のほうからお答えさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） 行政サービスにおけるシステムは、いろんな分野でシステムを使っているわけでございますけれども、全国統一のシステムというふうになりますと、もちろん全国どこでも同じシステムを使うことになると思いますので、経費的には大変下がるというふうにはなると思います。同じシステムを使うということであればですね。

ただ、各自治体は、もう既にいろんなシステムを独自に構築しているわけでございます。そこで統一されるシステムが今までのシステム以上のものであれば何の問題もないんですけれども、今まで各自治体でやっていたサービスを平準化して、今

までのサービスよりも下がる部分が、標準的になった場合に下がる部分があった場合は、これまで行っていた自治体では、その標準化されたシステムにもう一度その自治体独自のシステムをプラスするようになるかもしれないということがあるかもしれません。そうした場合は、余計に費用がかかるのではないかと。また、本当に全国一斉にそのシステムに移行というのができるのかどうかというのは、現場サイドでは、今、難しいのではないかとというふうに考えているところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） やはり国のほうでもこういったシステムだったりスマート化していくことによって、こういった提案は出てくるものだと思いますけれども、なかなか、必ずそれが本当にスムーズに移行できるかということは、やはり現場としては難しいということですね。

ただ、やはり効率化に向けて、全国規模でそういったものの動きがあることはご承知の上だと思いますので、そういった問題を念頭に置いて進めていただければなというふうに思います。

次に参ります。（3）スマート社会が進むことにより情報弱者、技術弱者が生まれてしまうと思われまます。どのような対策をしていくのか、お考えをお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） スマート社会は、必要なもの・サービスを、必要な人に必要なときに必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細やかに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越えまして、生き生きと快適に暮らすことができる社会と私は捉えております。

このような社会が形成されることは、様々なシステムがさらに高度化し、分野や地域を超えて結びつき、3次元の地理データ、人間の行動データ、交通データ、環境観測データ、ものづくりや農産物等の生産・流通データ等の多種多様で大量のデータ（ビッグデータ）を適切に収集・解析し、横断的に活用することが大変重要になってくると思います。

しかしながら、このような便利さだけが追求され、急激に技術が進化することは、高齢者だけではなく若年層であっても、情報弱者や技術弱者となり得る可能性もあ

ると考えております。

そのための対策としましては、広報紙や防災行政無線によるアナログによる情報配信はさることながら、日頃からパソコンやスマートフォンに触れる習慣を身につけてもらうこと、そして、町のホームページから情報を得る方法等を周知することで、多くの住民が少しずつスマート社会に順応できるように対策を進めてまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 町長がおっしゃるとおり、若年層でもやはり技術弱者というものは生まれていく可能性があるかと私も感じます。

私としましては、情報弱者を生み出さないためには、例えば、幼児教育や義務教育においても幅広く教育の機会を提供していくほか、全ての世代に対し学び直しの機会を提供していくことが、今後のスマート社会を継続してやっていくためには必要ではないかというふうに思いますが、町長はどういうふうに思われますか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ただいまの森議員のご質問でございますが、これに関しましては、やはりまず小中学校におきましては、iPadが渡されましたので、授業の中で必然的にそういう操作を身につけてまいりますと、そこから今度展開すると情報を得るあれもそんなに大変ではないのかなと思っております。やはり、それよりも50代以上の方々に対して、どういう形でその情報提供がうまく皆さんに届けるようになっていくのかという部分の、先ほど答弁の中にありましたけれども、そのような常々触れる習慣をどうやってつけていただくかというほうが、今度大事になるのではないかなと思っております。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 学びの機会、50代以降の方々に対しても、様々なその機会を与えていけるような状況をつくっていくことは、すごい大事なことだと思うんですけども、例えば、講演会というか、講師を招いてその端末の使用の仕方だったりとか、行政サービスの受け方だったりとかということの指導とかというのも必要かと思うんですけども、そういった点において、例えば、専門家といいますか、企業との連携を図ってそういったものを進めていこうというお考えはございますか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 先ほどもご回答させていただきましたけれども、たしかパソコンが一般的にすごく普及したのは、Windows95が出たときだと思います。あれは95年の11月か12月に日本で発売されたと思いますけれども、そのときに、その半年後ぐらいによく言われた言葉ですが、20代以下は、パソコンを開いたら、何も見ずに使う。30代の方は、説明書を読みながら使う。それ以上の方は、説明書を全部読んでから使う。それによって取っかかりが大分変わってきます。その辺を含めて、今はもう多分、説明書なくてもほとんどの方は教えただけで使えると思いますので、その辺も含めて、今後検討させていただきたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 次の質問に入りたいと思います。大綱2、デジタルを活用した観光振興についてご質問させていただきます。

自治体でもデジタルマーケティングを活用している事例は多くあります。デジタルマーケティングとは、スマートフォンやパソコンなどのデジタルデバイスを利用したマーケティングのことで、ウェブサイトを立てている場合は、閲覧者の数などを分析し、データ化することで、サービスに何が求められているかを知ることができます。2017年には、日本政府観光局がデジタルマーケティングの専門部署を立ち上げてこういったものに当たっております。

そこで（1）情報発信やデータを生かした事業を展開していくには、デジタルマーケティングを活用すべきと思うが、どのように考えているでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 昨今のインターネットの普及によりまして、若者から高齢者まで幅広い世代で多くの方々がスマートフォンやパソコンを使いまして情報収集を行っており、これは今後もさらに拡大していくと考えております。

そのような中で、ウェブサイト等のアクセスを解析し、利用者のニーズを把握することで効果的に情報発信を行うことは重要と考えております。

そもそもウェブサイトはアクセスされないと情報が提供できません。そこにアクセスするための工夫が必要となります。その有効な方法として、登録者に情報を届けるSNSの活用やサイト検索時に上位に表示させるためのSEO対策が挙げられます。

本町の既存媒体でありますウェブサイトとSNS、これはフェイスブックがあり

ますが、ウェブサイトでは情報の充実を図りながら、その情報をSNSで効果的に配信することで、より多くの方々が必要な情報を取得できるように努めていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 近年では、町長の言うとおりのSNS、ツイッターやインスタグラム、フェイスブック等の運営も珍しくございません。ソーシャルメディアを通して地域の情報発信を行い、ユーザーとコミュニケーションを取ることもデジタルマーケティングの一つだと思います。利用者との距離が近くなるだけでなく、接点を増やすことで、町おこしにもつながる可能性がございます。主なツールとしては、先ほど申し上げましたSNSのツール、ツイッター、フェイスブック等でございますが、それを分析ツールに用いることで、様々なデータの取得ができると思います。先ほど町長言いましたのも、分析ツールを通してということだとは思うんですけども。現在、ネットの利用人口、これは統計上では1億人を突破しているというふうになっております。SNSの利用者数は7,900万人を超え、令和元年通信利用動向調査によりますと、平成30年から令和元年にかけてインターネット利用者の割合が10%増加し、89.8%になったことが分かりました。アクセスする手段もスマートフォンの割合が増え、13歳から59歳の年齢層では7割を超えております。インターネットの利用目的は、今まで同様、eメールの送受信であったものの、SNSが前年比9%の伸びを見せ、その差は縮まりつつあります。先ほど町長もお話しされたようにSNS、こちらを使っていくことによって、情報の発信は強く効果を生めるというふうに思います。先ほども前の質問であったとおり、情報を発信する、またホームページ、ウェブに飛ぶという中で、今、亘理町のほうでもフェイスブックで発信はしているんですけども、その施策のところの情報とかというのはあまりなくて、例えば、そこにURLをつければ、その情報をクリックしただけでそのページに飛べるようにだったりとかできたはずなんですね。やっぱりそういったことをSNSのほうを使って今後進めていけたらいいんじゃないかというふうに私は思います。

そこでSNSでございます。（2）SNSマーケティングを今後どのように進めていくのか、お答えいただきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 議員がおっしゃるように、インターネットの利用が増加している中

で、スマートフォンの保有率も高まりまして、日本国内におけるSNSの利用者の年代も10代、20代の若い世代から40代から60代、またはそれ以上の方々まで拡大をしております。今やSNSは、日常生活に欠かせないものとなっており、コミュニケーションだけでなく、情報収集の手段の一つになってきております。

従来の情報誌掲載や広告看板などによる不特定多数の方々への情報発信は多額の費用を要しますが、SNSを活用しますと、その広告は趣味や年齢など届けたい人に的を絞って安価に直接届けることができるため、SNSの活用は重要と考えております。

今後は、観光情報の提供や情報への誘導をより効果的に行う手段として、SNS広告の運用を検討してまいります。

なお、SNS、特にフェイスブック等を使っている方は、町の情報をぜひシェアをしていただきたい。それによって多くの方に少しでも届くという形になりますので、その辺も、議員はじめ職員にもそれを今後考えていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） SNSといいますと、人々がつながる場というふうに今なっているという印象があります。従来のコミュニケーション目的のユーズが僅かに減ってきているのは確かですが、今町長からもお話があったとおり、情報収集目的で閲覧する傾向が増加傾向にあるというふうに見られております。統計を通じまして、手元にあるスマホを活用し、24時間望むときはいつでもインターネットにアクセスすることができ、この情報収集の手段も、検索エンジンだけではなく、SNSの活用が明らかに増えている中、既存のユーザーに継続的につながる手段として、今まで以上に包括的なアプローチをしていく必要があると思われれます。

デジタルマーケティングの台頭は、そのような状況の変化を受けてのことと私は感じております。SNSマーケティングは、何をKPIとして進めていくのかが重要だと思います。例えば、フォロワー数やリーチ数、アクション数などでございますが、やはり戦略的にももちろんそのシェアを促すような形だったりとか、閲覧数を増やすためには、例えばほかのSNS、動画、ユーチューブだったりとかそういったものにつなげていくことによって、それは拡大していくことができるのかなというふうに思います。

このデジタル分野に関しましては、特にこの観光振興の分野に関しまして、他の

地域に先駆けて力を入れていくことによって、観光振興のほう、この亘理の情報を流していくことによって、関係人口を増やしていくことが一番早いのかなというふうに私は感じております。観光地をPRするために、多くの自治体が現在ウェブサイト立ち上げております。そこで有効になってきますのが、ウェブサイトをクリックしてもらうためのSEO対策、今お話あったものでございますが、検索エンジンの結果で上位に表示されることで検索ワードを多く含んだコラム記事を充実させるなど、様々な対策ができるようになります。ウェブサイトや動画をユーザーに見てもらおうことで、特定の地域の関心と呼ぶことが目的というふうになっていると思います。

そこで(3)でございます。主に効果の拡大を図るにはSEO対策と動画の配信が考えられるが、どのように考えているのでしょうか。

議長(佐藤 實君) 町長。

町長(山田周伸君) このインターネットの普及によりまして、多くの方々が、先ほどご答弁させていただいておりますが、スマートフォンやパソコンを使って情報収集を行っていることから、本町におきましても、亘理町を存分に楽しめる観光スポットを数多く紹介する観光情報サイト「ぶらっとわたり」を立ち上げ、情報を発信しているところでございます。

ウェブサイトの検索結果上位に表示されるためには、検索エンジンにそのページを良いページだと判断してもらうことが重要となります。以前であれば、検索されやすいように、白い画面のところに白文字で入れると、見てる人に見えないですけども、それが引っかけでどんどん上のほうに、ヤフーとかグーグルの上のほうに上がってきたんですけども、今そういう状況じゃございませんので、今後、SEO対策としてどのようなものが効果的なのかを十分に調査・研究をさせていただきます。サイトの分かりやすさやコンテンツ自体がいいものかを検証するとともに、多くの情報が伝えられる動画を交えた情報発信につきましても、利用者のニーズを分析しながら検討してまいりたいと考えております。

また、先ほどの質問でも答弁いたしました。本町への関心と呼び込めるようウェブサイトで情報の充実を図りながら、その情報をSNSで効果的に配信し、町民はもとより、より多くの方々が必要な情報を取得できるように努めてまいりたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

1 1 番（森 義洋君） やはりこの情報の発信というか、SNS、デジタルマーケティングをやっていく上で一番重要なのは、これをやったら拡大するだろうというそれだけじゃなくて、効果をいっぱいいろんなことに拡大していくことが、全て効果を生んでいくことというふうに思います。

まず、情報の発信での最大の目的は、本町の場合、オンラインからオフラインへ誘導していくことだと思います。様々なツールを使い、関係人口を拡大していくことこそが、より多様な人材の交流を生み出し、交流人口の拡大や移住の促進につながると私は思います。デジタルの活用はこういった面でも今後ますます重要になりますし、強化すべきと私は思います。先ほどから町長のご答弁聞いておりますと、その方向に動いているようなふうに私は感じておりますので、ぜひ、もっともっと前進してやっていっていただければなと思います。

次に進みます。大綱3、今後のスマート社会を見据えた情報技術に対する対応について。

今後デジタルの分野は重要なものと考えてるが、専門的な知識が必要であり、職員への教育も必要となる。人員や予算についてはどのように考えているのか、ご答弁をお願いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 今後の行政のデジタル化を推し進める上で、職員の専門的な知識の習得とスキルアップを含めた人材の育成は、必要不可欠であると感じております。このため、今年度においては、国立研究所開発法人情報通信研究機構や県が主催する各種研修にテーマやレベルに合わせた職員を派遣しまして、受講させたところであります。

スマート社会への対応に限ったことではありませんが、法律改正や新たな制度がスタートする際には、その業務に対応するための人やもの、予算などが新たに発生することになります。

財源的には、国や県から手当てされる場合もありますが、必ずしも満額でない場合もございますし、財源を生み見いだすためには、既存の事業を見直す必要も出てくる場合がございます。

その一方で、全国一律にスタートしなければならないのであれば、当然、町の負

担が発生するかどうかにかかわらず、対応しなければなりません。そういった場合においても、町にとってどの程度優先度が高いのか、必要性はどの程度あるのか、また、どのような成果が期待できるのかといった点におきまして、非常に判断が難しいところでございます。

ご質問のスマート社会を見据えた対応につきましても、先を見据え、先手を打つことは非常に重要であると認識しておりますが、ICTに精通しました専門職の採用は今のところ考えておりません。システムを導入する場合には、その費用や既存システムの改修が必要となれば、その費用、さらにはランニングコストなども新たに生じてくることから、十分な財政的支援がなければ、実現は難しいと考えております。

また、急激にスマート社会へ移り変わることなく、アナログとデジタルの併用による2つのサービス提供手段を展開しながらの移行が想定されますので、利用者の選択肢は増えることとなりますが、サービスを提供する側にとっては業務量が増大化することは安易に想像ができるところでございます。

人口減少社会においてICTを活用したスマート社会を実現することについては身近に迫った課題であると認識しておりますので、国が示すスマート社会構想と併せまして、地方自治体に対する支援策についても明らかにしていただきながら推進していきたいと考えております。

途中で話しましたが、やはりシステムのエンジニアを採用するのではなくて、私たち、この町の場合は、そのシステムをどうやって使っていくかという、そして、どのように改修すればいいかという使う側に立った視点で物事を見れる人材の育成が急務だと考えております。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） そうですね。やはり、確かにその専門分野の人を入れて業務をやっていくことは、経費がかなりかかることですし、今後、現在のアナログ式の部分と併用してやっていく、これも経費がかかってしまう。アナログから今のデジタル化のほうに移行するその流れができるだけ短い期間で済むような形を、今後考えていく必要はあるのではないかなというふうに改めて思います。

職員に関しましても、柔軟に対応できる人材の確保、またこのデジタル分野に関してのその育成を進めていただきたいと思います。

10年前に、スマートフォンがあまりまだまだ普及していないかつてから、現在ではかなりの、ほとんどの方が、携帯を持っている人はほとんどいなくなってしまったので、スマートフォンを使うようになっていきます。スマートフォンに移行することによって様々なサービスが生まれてきて、それが今当たり前に動いているような社会になっています。5年以内には、またこのデジタルの分野、劇的に進んでいくことになると思います。全国の自治体や、また議会においても、議論を進めているように、来るスマート社会に対応していけるようにしていただきたいと思えます。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって森 義洋議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は、11時5分といたします。休憩。

午前10時54分 休憩

午前11時05分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番。高野 進議員、登壇。

〔3番 高野 進 君 登壇〕

3番（高野 進君） マスクを外します。3番、高野 進でございます。2つ質問をいたします。

1つ目。東北電力女川原発事故時の当町の避難先等についてであります。

東北電力女川原発2号機の再稼働が決定いたしました。当町は、原子力災害時における広域避難計画において、東松島市の避難先となっております。地理的には、ご存じかと思うのですが、当町は女川原発から約70キロメートル、海上の直線距離ですね。荒浜から金華山が見えます。東京電力福島第一原発から約90キロ。福島第一原発の事故時は、放射能は、野を越え山を越えて、栗原市や大崎市、岩手県の一関市まで飛散いたしました。

そこで、次のことをお伺いいたします。計画によると、東松島市からの受入れ人数は2,902人になっておりますが、これの受入先の場所と受入れは可能か、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） この計画につきましては、あくまでも東北電力女川原子力発電所の事故発生により、東松島市におきまして、市外への広域避難を行う必要性が生じた事態のみを対象として策定されているものですから、それらを前提に踏まえご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

本町におけます東松島市からの避難先としては、東松島市が定める原子力災害時における広域避難計画で公表されておりますとおり、町立小中学校10校と中央公民館の合計11の施設となっております。

また、ご質問の2,902名という数値についてですが、これは広域避難が発生した場合の実際の避難者数ではなく、東松島市が計画を策定するに当たり本町からお示しをした全11施設の受入れ可能人数の合計数を示したものであり、いずれの施設においても、本町地域防災計画で定める収容可能人数の半数未満となっているものであることから、受入れは可能であると考えております。

議 長（佐藤 實君） 高野 進議員。

3 番（高野 進君） 今の数字、初めて伺いました。これは、私、東松島市のほうにお伺いしたんです。2,902名。これがそのまま動いております。ちなみに、東日本大震災のときの亶理町の避難者数、これは5つの小中学校です。荒浜中、小を除きます。それから長瀬小学校。まず5つの小中学校と高等学校ほか、延べ、3月は1日当たり4,000人でした。4月はトータルで4万9,000人、1日当たり1,660人、5月はトータル3万3,000人、端数ございしますが、1日当たり1,070人であります。そのほか仮設住宅入居、その後になりますけれども、最大1,035世帯、3,331人であります。数字が違ったらご指摘を願います。ほかに、親戚や知人宅へ避難した人が数多くおりました。それで、先ほど町長の申される受入先の場所、小中10校、それと公民館ということ、11になりますね。そこが受入れ場所だということになるわけですが、これで東松島市だけであれば受入れは可能かということでお伺いします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） その辺に関しましては、総務課長のほうよりお答えさせていただきます。

議 長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） 避難者数につきましては東松島市民全てではなくて、亶理町におきましては、東松島市の小野地域、野蒜地域の2つになっております。以上です。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

3 番（高野 進君） その数字が、東松島市では約2,900名。そうです。そのように報告いただいております。したがって、亘理町と東松島市の認識が違います。これをはっきりと合わせませんと、事故時には大変な混乱になると思います。その辺を十分踏まえて、今後対応していただきたいと思います。私は、2,300人を前提にして物事を言っております。

質問の2つ目に入ります。東松島市から避難者を受け入れた場合、現存する備蓄物品、今、倉庫を造っておりますけれども、で、対応は可能ですかということです。備蓄物品とは、いろいろございますが、主に燃料、食料品など消耗品、それらも入りますが、対応は可能ですかということです。亘理町を除いて、東松島市だけで可能ですかということです。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 東北電力の女川原子力発電所の事故発生により、本町への広域避難が発生した場合におきましては、東松島市が定める広域避難計画、地域防災計画、防災備蓄計画等に示されてありますとおり、東松島市が保有する備蓄品を持ち出すことがあらかじめ計画されているものでありまして、本町の備蓄品を使用することは原則として生じないものとなっております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

3 番（高野 進君） 事故時、逃げるのが精いっぱい、物品まで、何日分というかわかりませんが、持って避難してくるというのはちょっと考えられませんね。今の答弁、ちょっと納得できないんですね。東松島市は2,900人分。ちょっと飛んでいきます。防災備蓄計画、亘理町ございます。計画によれば、4,500人分、3日間分が備蓄されるというふうになっております。東松島市民、約2,900人、置き換えますと、約4.7日分。4,500人掛ける3日分ですから、1万3,500人分です。それを2,900人で割ると4.7です。それで、原発事故の影響は何日続くかわかりません。間断なく対応はできますか、どうですか。いかがですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 本町が受け入れることとしております東松島市においては、東北電力女川原子力発電所からおおむね半径30キロメートルの範囲に位置しております、いわゆるUPZと呼ばれる緊急防護措置を準備する区域に定められておりますので、

この区域におきましては、事故発生後、直ちに避難移動を開始するのではなくて、市内での屋内退避等を経て、なお、事態が悪化した場合に広域避難を開始することになっていることから、あらかじめ東松島市内で備蓄された資機材等を準備する時間的余裕はあるものと、私どもは考えております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

3 番（高野 進君） 今、余裕があるということで、ちょっと納得はできないんですが、3番に入ります。東松島市から避難者を受け入れた場合、亶理町民の避難先とそれに要する備蓄物品、どうしますかということです。当町民の避難先、それと備蓄物品、東松島市民と当町民分、それをどうするかということです。いかがですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） まず、亶理町の避難先につきましては、東松島市からの避難者を受け入れた場合であっても、避難所の収容可能人数に余裕があるため、亶理町民の避難先が変更になることはないと考えております。

また、本町の備蓄品に関しましては、亶理町民に対して、先ほども回答させていただきましたけれども、向こうから持ってきていただけないというのが前提になっておりますので、亶理町民に対して使用するものとなります。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

3 番（高野 進君） 今の話ですが、備蓄物品は別にしましても、東松島市からの避難者、亶理町民の避難者、その両方の方々が、避難先、亶理町では対応できるというふうな答弁でよろしゅうございますか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） はい、そのように認識しております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

3 番（高野 進君） であるならば、亶理町民の避難される数はどのくらいと、推定で結構ですから、ございますか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 先ほど申し上げています亶理町立の小中学校並びに中央公民館の11か所で、防災計画の収容可能人数は1万3,600名となっております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

3 番（高野 進君） 両方で1万3,600名。東松島市からは2,900人ですから、亶理町は1

万人ちょっとと見ている、計算上はそうなります。それで可能だということ。

さて、備蓄物品なんですけど、東松島市から持ってくるということでございますので、亘理町民の分は亘理町民だということですね。そうしますと、質問の4ですが、東松島市から来るんだということであれば、亘理町に備蓄されているのは、亘理町民だけが使うということによろしくございますか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 先ほど回答したとおりでございます。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

3 番（高野 進君） ということは、亘理町民だけが使うということで確認しておきます。いいんですね。再度。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） はい、そのような計画になっております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

3 番（高野 進君） 町長ね、計画はいいんですがね、実行可能性があるかということも頭に置いてのご返答いただければ幸いですと思いますが、その辺いいでしょう。

当町の職員は、当時は東日本大震災で避難所において、職員もおりまして、大分混雑している。それを経験しております。したがって、今からやはりこの、何ていうかね、ちょっと楽観的だと思うんですよ。亘理町民だけの備蓄品ですよとか、そうじゃなくて、混乱するわけです。それでもこのとおりいきますということであればいいんですが、やっぱり手順とか決まりをある程度決めておく必要があると思います。こういう混雑のときはどうするんだろうとか。それは、東松島市では承知なんですか。物品をあちらで持ってくるということは。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） ただいまの質問ですけれども、亘理町民が避難した場合、例えば、今回の東日本大震災のような状況になれば、職員も災害のほうに行動を起こすようになります。そういう場合につきましては、原発で避難が指示された場合、亘理町においては避難所確保できないということで、県の災害対策本部のほうに連絡をします。それで、県のほうでその情報を基に、避難場所、亘理町も被害を受けているということで、他の山形とかそういうところに避難所を確保する考えでございます。

それから、備蓄品なんですけれども、計画上は各自治体のほうで準備する形にな

っておりますけれども、緊急の場合、町のほうで代替えとして差し出したり、それらの費用につきましては全て国が負担するような形になっております。以上です。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 内閣府が東松島市に定める女川地域の緊急時対応に示されておるんですが、東松島市では、食品18万食、飲料水約22万リットル、簡易トイレ約1,000個、毛布2万7,000枚を東松島市では現在保有し、そのほかにも常備薬や炊き出し用具も併せて備蓄していることになっております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

3 番（高野 進君） 今、総務課長のお話の中で、亶理町で避難先がなければほかの県、山形とか何か。その優先順位は、亶理町民が先なのか、東松島市が先なのか。どちらですか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） 被害の状況によります。以上です。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

3 番（高野 進君） 被害の状況によるわけです。ですから、そういう場合はどうするんですかということを聞いています。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） ですから、受入れができない場合は、県のほうに報告するような形になります。以上です。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

3 番（高野 進君） 亶理町としてはどういう考えで対応していきますか。県のほうから来るのを待っていると、こちらの考えは言わないと、言えないと、そういうことですか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） 確認は県のほうから来ますので、そのような形で対応したいと考えております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

3 番（高野 進君） 何か後手後手の感があります。

ところで町長、先ほど東松島市の備蓄品、数字述べられました。今ちょっとなかなかつかめません。あそこの人口は約3万8,000人、亶理町より多いです。したが

って、十何万食といっても、ある程度すぐなくなるということも考えられます。そういうことをすれば、食料はなかなか続かない。亘理町民も含めて。備蓄品でね。今度、避難先は避難先で、県に聞いてみる。そういう考えじゃなくて、やはり亘理町はこういう場合はこうしていきたい、そういう想定がなければ、そういう事故時の対応が後手後手になるんじゃないですかと。前もってやはり関係市町村と、あと県ですね、打合せをしておく必要が私はあると思うんですが、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 議員のおっしゃるとおり、リスクマネジメント、それに関しましては、私も真剣に考えているつもりでございますが、なお一層、これに関しては踏み込んだ形で考えていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

3 番（高野 進君） 再稼働は2022年度以降になっておりますので、まだ時間、期間があります。やはりもっと具体的に実効性のある計画をつくられることを申し述べます。

質問の最後になります。今年11月9日に開催されました県の市町村長会議で、町長はどのような理由で再稼働したのか。11月8日の河北新報によれば、亘理町長は、再稼働にどちらかといえば賛成、こう掲載されております。どちらかといえば。どちらかといえば。これについて、分かりやすく具体的に理由を申し述べてください。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 去る11月9日に開催されました宮城県市町村長会議におきましては、東北電力女川原子力発電所2号機の再稼働に係る内容について、協議をさせていただいたものでございます。その中では、安全性、防災対策、必要性、県民の意見や理解など様々な観点から、今日に至るまでの関係機関の検討等を踏まえた上で、各市町村長から再稼働に向けた課題点や考え方、意見が示されたところでございます。

それら市町村長の意見を踏まえつつ、宮城県と女川町、石巻市の各議会が同意の意思を示されたことに加えまして、私のほうからは、会議の中で発言はいたしましたけれども、関係機関と一体となって、私はどちらかというともニタリングポストのことを意見を述べさせていただきました。モニタリングの体制や広域避難の計画など、住民の方々が原子力防災に対する理解を深める取組を継続的に行っていく旨の回答がありましたことから、宮城県知事、女川町長、そして石巻市長の3者の意思決定、それを後日開催するというので、それに対して賛成を示したところでご

ざいます。ちなみに全会一致でございますので、どこの市町村長からも反対はなかったという形でございます。

結果としまして、その後、開かれました宮城県知事、女川町長、そして、石巻市長の3者の意思決定、その3者の会合によりまして、再稼働を了承する旨になったことから、国が求める再稼働に向けての理解確保に同意したものとなっておりますが、これらの経緯等を総合的に判断したものでございます。

私個人といたしましては、やはり今回、たしか議員がおっしゃられる河北新報の記事にも載っていたと思いますが、太陽光や風力の再生可能エネルギー、それをベースロードとすることが一番であるというふうには書き、しかし、現在におきましては、現在の技術におきましては、蓄電技術がまだ発達途上であるために、再稼働やむなしということになります。昨今、テレビでもにぎわしております二酸化炭素の問題でございます。残念ながら、火力発電、日本の排出量、二酸化炭素の排出量が、現在12億1,300万トンとなっておりますが、そのうちの約4割が発電によるCO₂排出でございます。その4割強のCO₂を排出しているのが、ほぼ火力発電所でございます。私の執務室からも、毎日、新地の火力発電が見えるわけでございますが、その煙突からすごい煙が上がっております。ご存じのように、あれは石炭火力発電所でございます。そのような中で、今後、日本は全体として二酸化炭素フリーの状態に持っていくというあれも2050年度まで、そういう目標になっております。そのような中でやはり温暖化というものを考えますと、このままでいいのかという。それを意思表示しないのは、首長として私は無責任であると考えて、あのような表示をさせていただいた、やむなしという、あくまでも、表示になっておりますが、あくまでも再稼働やむなしでございます。賛成ではございません。やむなしです。それをご理解いただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

3 番（高野 進君） どちらかといえば賛成ということになっております。全会一致だと。町長も賛成しているということになるわけですね。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 全会一致をしたのは、知事のほうから、女川町と石巻市、そして、県知事の3者にこの判断を委ねていただきたいという申出があったものですから、それに対して全会一致で、3者に委ねますというのに全会一致したわけございま

して、その辺はまたニュアンスが違うと思います。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

3 番（高野 進君） 女川と石巻、それについて判断任せるというか、それについては賛成したということですよね。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） それについては、全市町村長が一致をして賛成しました。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

3 番（高野 進君） 私はね、再稼働にどちらとえば賛成と。「どちらかとえば」の意味がはっきりくっきりしない。具体的に述べていただきたい。

それと、町長先ほどね、再生可能エネルギー云々申されました。これ河北新報の記事なんですが、山田町長、亘理町長は、再生可能エネルギーをベースロード電源とするのは理想だが、違ったら、これは新聞記事ですからね、言ってください。現在は蓄電技術が発展途上であり、火力による二酸化炭素、CO₂ですね。排出を抑制するため、それで再稼働はやむなしと、こういうふうに記述されているわけです。そこから見ますと、町長の答弁、ちょっとちぐはぐな感じがしないでもないんですが、これについてどうですか。新聞記事。再稼働やむなしの理由。これ再度答弁願います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） すみません。先ほど答弁させていただいた内容と同じと、私は認識しております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

3 番（高野 進君） 一問一答ですので、ちょっと納得できないので続けます。

震災後、原発がなくとも、電力事情に大きな支障はなかった。ちなみに、現在、電力に占める原発の割合は6.2%であります。流れを言います。大手ですが東芝は蓄電技術を開発。22年代、実用化を目指している。大手の川崎重工、原発事業から撤退。再生可能エネルギーである水素関連事業に注力。三菱重工もしかり。さらに、炭酸ガスのことを言っているわけですから、日本ガス協会、約200社ぐらいあるわけです。脱炭素計画を策定。これが、町長がアンケートに答えたといえますか、新聞に載った再稼働やむなしの理由。これは、全然ちょっと違います。これは私の認識です。温暖化対応云々申されましたが、二酸化炭素ゼロを目指すのは、皆さんは

新聞とかテレビ報道でご存じだと思うんですが、世界的潮流です。それに逆行します。やむを得ないじゃなくて、原発は今や斜陽産業です。衰退産業です。安い電源ではありません。解体する費用とかいろいろ考えると、極めて高く、経費ですね。危険が伴います。これからはこういうことからして水素社会です。町長のこの新聞記事、やむを得ず再稼働した、再稼働やむを得ないというところの説明には、どうも納得できません。いかがですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） これは高野議員との認識の違いだと思っております。

ただいまいろいろな蓄電技術とか、2022年までやると。それはあくまでも研究段階でありまして、コマーシャル、商業ベースではまだない話と認識をしております。それをしますと、すごい金額的にはまだかかると。

やっと水素燃料電池車なんかも、昨日もMIRAIという車が新しくリニューアルして発表されたようでございますが、それにも希望を持っていますし、基本的に私も、先ほどから申しておりますように、再生可能エネルギー、そちらを主眼になっていくのは分かりますし、原子力がもう斜陽産業であるのは、もちろん理解をしております。

ただ、ここでぶつっと切って、先ほどから言われている災害が起こった場合に持っていけるのかという部分があります。電気を使っていけるのか。今後、LED等によって電気の消費が、照明は落ちましたけれども、今後全ての動力を燃やすものではなくて電気に替えていくとなると、電気のほうが大分需要が逼迫するというふうに、そういうあれも出ておりますので、現在のところ、長い目でじゃなくて、中期的、10年、15年というスパンで再稼働やむなしではないかというふうに私は考えたところでございます。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

3 番（高野 進君） 町長は認識の違いというふうに申されました。ちょっと話を進めます。

当初述べたとおりに、亘理町は女川から約70キロメートル、福島原発より近いということを当初申し述べました。市町村長会議で町長は、これ近いということを承知の上で再稼働に賛成したのか、こちらから質問します。町長には、事故が発生した場合に、町民の命と暮らしを守る責任がある。そういう視点も持って市町村長会

議で対応したのかどうかをお伺いします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） そちらに関しては、そのようなつもりで私は述べました。ただ、先ほどからちょっと認識が違うのですが、賛成というのは3者の知事、女川町長、石巻市長がその後に会談を持って、私たちに一任してほしいということに賛成したのであって、稼働をするのに賛成したわけではありませんので、その辺は発言に気をつけていただきたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 高野 進議員。

3 番（高野 進君） この女川、石巻、そちらにどのというようなことで賛成したんだということね。

これは11月9日です。河北。再稼働に亙理町長は、どちらかといえば賛成、再稼働に。地元同意云々については、町長は賛成していた。地元同意、任せるとするか、地元同意、それで。だけれども、再稼働についてどちらかといえば賛成。これは間違いですか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） そこは多分、幾つかの選択肢があった中で、ちょっと私も今その新聞記事の内容は覚えておりませんが、真ん中に「回答しない」というのがあったんじゃないでしょうか。違いますかね。ですから、さっきお話ししたように「どちらかといえば反対」と「回答せず」というのと「どちらかといえば賛成」「賛成」「反対」という5つぐらいに分かれていたような気がしています。その中で、先ほど申しましたように、真ん中にするには、私は無責任ではないかということで、今後の電力政策等に対して、それで「どちらかといえば賛成」というものにするしをつけさせていただきました。

議 長（佐藤 實君） 高野 進議員。

3 番（高野 進君） おぼろげながらもあんまり納得ちょっとできません。

ちょっと二、三、時間の都合はありますが続けます。実は町民にたくさんの不安があるんですよ。町長も聞いていると思いますが、先ほどの避難先の問題、それから、飲食業等の問題ございます。農家の方々です。農作物の風評被害、それと荒浜の漁業者の方、事故があれば宮城の漁業は駄目になる。これはついせんだって、12月9日ですから昨日です。全漁連、風評被害は必至だということ。これは処理水処

分について、同じことです。風評被害は必至だ。日本の漁業の将来に大きな禍根を残す。これが漁連の会長の言葉です。それと、町民の声、地震とか津波、原発事故による放射能、それといつ終焉するか分からない新型コロナウイルス感染症の影響への対応は大丈夫なんではないかということ。再稼働は大変心配。これが町民の切実な声です。町長も聞いているかと思います。これらを承知の上で、町長は再稼働に賛成したのか。してないというならしてないで結構ですが、これらを承知の上で、これらも承知の上で再稼働に賛成したんですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 町民の皆様の中の一部の方は、そのような見解をお持ちの方もいらっしゃるというふうに考えております。その一方で、やはりやむなしというふうな考え方を持っている方もいらっしゃるというのが実情だと思います。それを両方のことを考えて、私はやむなしという判断をさせていただいて、やむなしというのは、あくまでも地元紙に対する回答でございますが、そのような形にさせていただきました。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

3 番（高野 進君） 確かになかなか難しい問題だと思うんですがね。

結びのほうに行きます。実は原発は事故を起こすんですね。今まで原発神話といひまして、絶対安全、こういうことはなくなりました。宮城県知事、原発がある限り事故の可能性はあると、このように発言しております。あり得るということで、女川原発周辺住民に放射能対策として安定ヨウ素剤を配付。事故があるということはあるわけです。これらを念頭に置いて、やはり、町長もいろいろ大変だろうと思うんですが、これからの発言、はっきりくっきりとできれば、していただければいいなというふうに思います。

この質問の結びになります。同じことですが、核燃料サイクルが破綻状態になっております。使用済み核燃料が増えている現状を、町長はご存じだと思います。この最終責任は、国策と言え、当然、国、政府に責任があると考えます。しかし、先ほど申しました、町民の安全安心、命と暮らしを守る立場から、やはり町長にも少なからず責任があると、今回の対応、私は思います。と申し述べて、この件は終わりにして、次の質問に入ります。何かあったらどうぞ。

続けます。

議長（佐藤 實君） 続けてください。

3 番（高野 進君） 2つ目に入ります。障害福祉サービス費の不正受給についてであります。

今年9月の決算審査特別委員会で、収入未済額として2,317万8,000円が判明しました。これは、障害福祉サービス費を不正受給した事業者からの返還金がないためであります。これについて、仙台地方裁判所から当町に対して、今年7月9日、5か月ほど前です。破産手続が開始された旨の報告がされております。

そこで質問に入る前に、ご存じない方もいるかと思いますので、概略、今までの経過を申し述べます。

ちょうど1年前、昨年12月の一般会計補正予算で、障害福祉サービス費返還金として2,317万8,000円が計上されました。理由は、不正受給に係る事業所からの返還金として追加補正をするものであります。

事業所名は2つございます。株式会社ライカム、事業所名はスプリント亙理センター、住所は亙理町字東郷、この役場の南のほうです。今はございません。もう一つの会社は、株式会社スプリント、事業所名はスプリント美田園センター、名取でございます。

不正内容を簡単に申し述べますと、2014年8月から2019年4月まで、勤務実態のない職員を記載して、5年間15人分が対象。訓練等給付費を不正受給したということでございます。違ったらご指摘を願います。今年の9月、ついせんだって、決算審査特別委員会で、同じ金額、当然計上されました。この金額なんですが、不正請求額は、実は1,655万6,000円であります。それに40%加算した金額、その合計が二千三百何がしでございます。

昨年の12月から、質疑の内容を、確認しながら、簡単ですけれども発言を続けます。昨年12月、請求した金額の入金はいつになるか。昨年11月に請求しているわけですが、このときの答弁は、相手、2社が、弁護士を立てて破産手続中なので不明。返還されない場合の町の持ち出しは1,655万6,000円になる。さらに、さらに、刑事告発するかどうか、県と県警が協議中と昨年の12月定例会で答弁されております。今年、ついせんだっての9月、決算審査特別委員会で、この刑事告発云々についてですが、県のほうでも宮城県警のほうに、今後どのような対応をしたらよいか相談をしているという回答をいただいている、そういうふうな発言、答弁をされてお

ます。これは決算審査特別委員会ですから、担当の方であります。そこで、今年の7月9日、破産手続が開始されたということになります。

ここで質問に入ります。破産手続のその後についてであります。若干申し述べます。

私の調べでは、この類いの問題は、早くて3か月、遅くても6か月で結審というか、法律用語ですが、清算終了という言葉になると思います。7月9日からですから、今12月、破産手続開始後、約5か月経過しております。その後どうなっているのかを再度お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ただいまご質問の株式会社ライカム、そして、株式会社スプリントの破産手続につきましては、議員先ほどおっしゃったように、本年7月9日に仙台地方裁判所におきまして破産手続の開始が決定されまして、破産管財人により調査が継続しているところでございます。

本年10月15日に仙台地方裁判所におきまして、財産状況報告集会、計算報告集会、破産手続廃止に関する意見聴取のための集会が開催をされました。集会につきましては、破産管財人から破産手続開始決定に至った事情、経緯及び現状、今後の方針の報告と破産者への意見聴取があり、本町からも担当者を出席させていただいております。集会におきまして、改めて債権調査の実施と破産開始会社名義の預貯金の使途等について調査が継続されることとなりまして、第2回債権者集会が来年、令和3年2月12日に開催されることになっております。また、令和2年10月19日に仙台地方裁判所より債権調査の通知がありましたので、本町の債権につきましては、債権届を提出させていただきました。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

3 番（高野 進君） 今、破産手続開始後の経過、来年の2月12日に再開されるというか、ポイントだけ申し上げます。

すると、まだ金額確定はしてないわけですね。当町に戻ってくるというか、回収される金額は、確定してないというふうに理解してよろしゅうございますか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） はい。まだ調査中ということで、確定はしておりません。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

3 番（高野 進君） ということは、2番、3番とあるわけですが、ちょっと進まなくなるわけですが、ちょっと話入れて。

当町から補助金を受給している、実は先ほどのライカム、スプリント、ほかに実はあったわけです。大河原町の事業所ですね。これは今年8月に入金されているということ、同じような問題ですね。当町だけで3件という形。この辺にクエスチョンマークがつくわけだ。誰かが介在していて指導しているのか、その辺なんですかね。こういう情報というのはいないですか。そういう背景。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 議員がおっしゃるような背景等は、私どものほうでは認知をしておりません。

議 長（佐藤 實君） 高野 進議員。

3 番（高野 進君） 質問の2に入ります。まだ結審というか、清算結了はしてないわけなんですけど、補助金の返還がなければ、どう対処するかということになるわけですが、ちょっとお待ちください。答弁はいただきます。

今年の3月、定例会で町長の答弁は、全額回収は困難であると認識していると、このように答弁されています。全額未返還の場合は、先ほど私、申し上げましたとおり、町の持ち出しは約1,655万円。全額回収は困難であると認識していると。その場合、全額でなくてもいいんですが、半額でも。補助金の返還がなければどう対処するのか。決定はしてないと言いながら、全額回収は困難と認識していると。それらを基にして全額回収あるいは幾らかでもそうですが、返還がなければどう対処するのか、これについてご答弁願います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） ただいまの株式会社ライカムと株式会社スプリントを運営していた障害福祉サービス事業所、スプリント亘理センター、スプリント美田園センターにおける訓練費等給付費の不正により、これまで請求され、支払いを行った訓練等給付費について、障害者総合支援法に基づき当該事業者に対して返還請求をしておりますが、前のご質問でもお答えしましたとおり、現在、破産手続中でございます。訓練等給付費の財源につきましては、国、県からの負担金となっており、事業者より返還がない場合につきましても、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第18条により、町が町の財源の中から、国、県それぞれの返還をするようになり

ます。そのような法体制であることから、令和2年1月15日に、宮城県知事はじめ関係する5市5町の首長連盟で国に、事業者が返還できない場合、市町村が返還金を負担しなければならない現在の制度の改善について要望書を提出させていただいております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

3 番（高野 進君） 要望書を提出しているということで、考えることは、金額戻ってこなければ、その金額、要望が通らなければ、金額の穴埋めはどうするのかという問題まで派生するわけですが、それらを念頭に置いておりますか、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 補助金に係る、先ほど申し上げました適確法に基づき、町が町の財源の中から国・県それぞれに補助金を返還するようになるため、返還した町費の補填につきましては、町の財源で行うことと残念ながらなります。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

3 番（高野 進君） 金額の穴埋めは、町の財源で対応するというので、その答弁、伺ってよろしいですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 法律にのっとって、そのような形にならざるを得ないということでご認識いただければと思います。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

3 番（高野 進君） 結びになります。

町として、どのような再発防止策を取るのか。町として、具体的に、答弁を求めます。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 町として再発防止策といたしましては、宮城県と協力をさせていただきながら、事業所への集団指導や実地指導を通して、法令遵守の徹底、事業形態の実態把握に今後とも努めてまいりたいと思います。

令和2年度におきましては、本町事業所3か所におきまして、宮城県と合同で実地指導を行っており、今後、年度末までにさらに3か所の事業所の実地指導を行う予定になっております。

今般のコロナ禍で開催が難しい状況もございますが、利用者支援会議や実態調査

等を通しまして、利用者、家族、相談支援事業所等関係者との情報共有を図りまして、サービス提供事業者の実態を把握し、利用者の障害福祉サービスの低下が生じないように努めていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

3 番（高野 進君） これは9月の決算審査特別委員会であらかた伺っておりますが、私、思うんですよ。このお金というか補助金は、税金なんですね。国民健康保険税、町民の税金なんですね。町として、役場庁舎内で、外部との関係は今の話でよろしいです。私は、請求書、庁内でチェックすべきではないか、抜き打ちでも。そう思うんですが、そうじゃないと、講習には行った、打合せはした、いいです。実際実務面で、現場で、やっぱり金額チェックする必要がある、こういう3つの事業所絡んだわけですね。そうあるべきだと思うんですが、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 数字だけチェックすればいいというものではないと私は思っています。やはり現場の実態を把握して、それが向こうの利用計画者数と合っているかどうかをチェックするのが、大変大切だと考えております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

3 番（高野 進君） 町長、私もそう思います。金額だけじゃなくて、背景、いろいろチェック、それでチェックといいます。数字だけチェックと申し上げておりません。ひとつ町長の答弁、そのように承ります。数字だけじゃありませんということね。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって高野 進議員の質問を終結いたします。

以上で一般質問を終了いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時57分 散会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 鈴木 邦彦

署名議員 高野 進